



誠和学院・Iさん地位保全仮処分

12月8日

勝利の決定



8月7日



9月28日



10月27日



神戸地裁姫路支部は、Iさんが申立て、解雇撤回をめざして闘ってきた地位保全仮処分につき、12月8日付け勝利の『決定』を出し、翌9日に送達されました。

姫路ユニオンは、直ちに9日付けで、誠和学院に対し「即時に就労させよ」と申し入れ、この件に関して16日までの団体交渉を申し入れました。

『決定』文では、「債権者は、ネクタイ着用について職員による十分な話し合いがされていないことに対して、その機会を与えるように債務者に求めたのに対し、債務者は、一方的に、校務運営会議の決定であるとして、まずその決定内容を遵守することを求めたことが本件解雇に至る契機であるが、債権者の債務者に対する上記要求内容が不合理なものであるとはいうことはできない。すなわち、ネクタイ着用…それまで義務化されていなかったことを職員に義務付けさせる以上、債務者側から事前に職員に対して何らかの説明があってしかるべきであるし、職員の意見を聴取する機会を設けるなどして職員の理解を得る必要はあるといえる…。

このようなことを総合すれば…校長の地位を死守するとともに、学内の意思統一を図るために、債権者を排除する目的で本件解雇を行ったといわざるを得ないのであって、これに、債権者が本件解雇以前に何ら債務者から処分を受けたことがなく、また、債務者就業規則には解雇以外の懲戒処分（訓戒、戒告、減給、昇給停止、停職）についての規定が存在すること…を合わせ考慮すれば、上記認定に係る債権者の言動は、解雇を相当とする非違行為であるということとはできない。

したがって、本件解雇は、重きに失し、社会通念上相当であるとはいえないから、無効である。」

(以上、「第3 当裁判所の判断」より抜粋)

私達は「解雇とは人の生活権を奪うもの」とであると言う非情さ故に、基本的人権の立場から、学院側はこの『決定』を重く受け止め、即時解雇を撤回して謝罪し、原状復帰を速やかに実行せよと、声高に求めます。

姫路 ユニオン

団体交渉 申し入れ

誠和学院は直ちに 就労させよ!!

12月9日